

ア

2010

平成22年7月

No. 454

広報

いで



井手小学校・多賀小学校でプール開き

今年もプールの季節がやってきました。

井手小学校では6月14日（月）、多賀小学校では6月15日（火）にプール開きが行われ、待ちかねた児童たちがさっそく今シーズンの初泳ぎを楽しみました。（写真は井手小学校）

いでのまちかど



突然の災害にそなえて 井手町消防団 林野火災訓練

井手町消防団（綱田貞二団長）による林野火災訓練が、5月30日（日）、玉津岡神社で、消防団員や京田辺市消防署井手分署員ら約200人が参加し実施されました。

訓練は水の確保が難しい山林火災を想定し、ふもと



訓示を述べる綱田団長



講評を述べる汐見町長

から玉津岡神社の境内まで小型ポンプを複数台使用して、消火用水を中継する手順や消火活動における消防団員との連携などの訓練が行われました。

訓練の最後に、汐見町長から「きびきびと連携よく、正確に実施されており、大変心強く感じました。いざという時には本日の訓練の成果を発揮していただきますようお願いいたします。」と講評がありました。



境内での放水の様子

町長杯争奪 グラウンドゴルフ大会

5月26日（水）、町老人クラブ連絡協議会グラウンドゴルフ同好会（宮本操会長）主催の第17回町長杯争奪グラウンドゴルフ競技大会が67名の参加のもと、新四郎山グラウンドで行われ、参

加者は全8ホールを3ラウンドまわり順位を競いました。

開会式で宮本会長は、「日ごろの練習で培った集中力を発揮して勝利を勝ち取ってください。」と挨拶されました。競技結果は次のとおりです。（敬称略）

- 優勝 児玉 拓
- 準優勝 古川 優
- 第3位 芝田 教子
- 第4位 横田 俊一
- 第5位 池田 昭男
- 第6位 赤山 一男
- 第7位 木田 武昌
- 第8位 谷田 金嗣
- 第9位 芝田 俊雄
- 第10位 下野 久義



プレーを楽しむ出場者の皆さん

山吹ふれあいコンサート

6月5日（土）、自然休養村管理センターで、山吹ふれあいコンサートが開催さ

れ、約300人が会場を訪れました。

コンサートは参加者である「ティネやまぶき」「エコーたちばな」「きらきらランド少年少女合唱団」の代表者や、同実行委員会が中心となって準備しており、今年で5回目を迎えます。

美しい歌声やピアノストの大井千世さんの演奏が披露され、プログラムの最後には参加者や来場者全体が一緒になって合唱が行われました。



会場にみんなの歌声が響きわたりました

陶芸工房山吹 15周年記念展

6月5日（土）、6日（日）の2日間、町内で活動するサークル陶芸工房山吹（森田儀春代表）の15周年記念展が、山吹ふれあいセンターで開催されました。

陶芸工房山吹は、山吹ふれあいセンターの陶芸教室を受講していたメンバーで設立され、現在はまちづくりセンター椿坂を拠点に毎週月曜日と毎月第2・4日曜日を中心に活動しています。作品展にはメンバーの趣向を凝らした力作が展示され、2日間で約700人が来場し、来場者にはオリジナルの一輪挿しがプレゼントされました。



大勢の来場者で賑わう会場

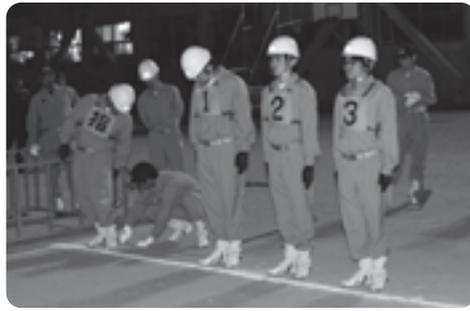
優勝めざして 猛練習中

井手町消防団（綱田貞二団長）による小型ポンプ操法の訓練が、新四郎山グラウンドで行われています。

この訓練は、8月1日（日）に府立丹波自然運動公園で開催される第21回京都

府消防操法大会に向けて、6月4日から毎週月・水・金曜日の午後8時から約2時間行われています。訓練では、出場選手が消防指導員から操法の手順やアドバイスを受けながら、優勝を目指して汗を流しています。

また、訓練期間中は、消防団幹部による町内防火啓発パレードが行われています。



小型ポンプ操法の訓練を行う選手

出場部：出場選手（敬称略）
▽小型ポンプ操法の部

第1分団第7部

（玉水区II谷合康伯部長）

指揮者 林幸男

1番員 森川健太

2番員 坂井幸一郎

3番員 辻本善紀

補助員 小川哲史

災害を起こさないまちへ 防災パトロール実施

6月3日（木）、集中豪雨や台風による出水に備え、町内の災害危険箇所7カ所を調査する井手町防災パトロールが実施されました。

このパトロールは、万が一の災害発生に備えて、あらかじめ危険箇所の現状を調査し、その予防策や発生時の復旧方法などを検討するために毎年この時期に行われています。



挨拶を述べる汐見町長



採石場跡地を調査する参加者

当日は、汐見町長をはじめ、府山城広域振興局、府山城北土木事務所、府田辺警察署、町消防団、京田辺市消防署井手分署など関係機関から約30名が参加し、採石場跡地や急傾斜地などを調査しました。

調査の最後に汐見町長から「災害危険箇所は長年の取り組みによって減りつつありますが、本町は急しゅんな山と天井川に囲まれ、災害の起きやすい地形にあることから、より一層の対策を行っていかねばならないので、皆さんの協力をお願いします。」と、参加者へのお願いがありました。

多賀保育園 ちまきづくり挑戦

6月9日（水）、多賀保育園の園児51名が、地域の伝統食である、ちまき作り挑戦しました。

地域伝統の味を子どもたちにも知ってもらおうと、初めて企画された取り組みで、ちまきの葉も園児が近くの田に取りに行き、約2キ口のちまき粉で約70本のちまきを作り、午後のおやつとして食べられました。



ちまき作りに挑戦する園児

カジカガエル 生息調査

6月10日（木）、カジカガエル保護友の会（小川俊雄会長）が、ナチュラリストとして活躍する中川宗孝さんを招き、玉川一帯でのカジカガエルの生息調査を行いました。



生息調査を行う友の会メンバー

今回の調査ではカジカガエルの生息を確認することはできませんでしたが、専門家のアドバイスを受けながら今後の取り組みが検討されました。

ホタルまつり開催

6月12日（土）、ホタルまつりが南部親睦会と南部源氏ホタルを守る会の共催で谷川ホタル公園を会場に開かれました。

南谷川のホタルを通じて自然環境の保護を呼びかけようというイベントで、模擬店には子どもたちの行列ができ、豪華商品が当たるビンゴゲーム、音楽サークル「奏かなで〜」によるコンサートが行われ、賑わいました。



たくさん子どもたちが訪れました

5月25日(火)、保健センターで泉ヶ丘中学校1年生の生徒43名を対象にタバコの危険性を啓発する講習会が開かれました。

模型やパネルなどの教材を使ってタバコの有毒性を伝え、受講生からは活発な質問が出されていました。



5月26日(水)、多賀保育園の園児ら51名が、同園に隣接する木田昭徳さんの畑でタマネギやエンドウマメの収穫とサツマイモの苗の植え付けを体験しました。園児らは、畑から少しだけ顔をだしているタマネギを見つけるとカいっばい引き抜き約150個を収穫し、小さな手で丁寧にエンドウマメを収穫していました。

6月2日(水)、京田辺市消防署井手分署で、建物火災で初期消火活動をされた、元京都市消防局の木村吉廣さん、会社員木村将志さんへ感謝状が贈られました。

5月1日未明に木造2階建ての民家で発生した火災に対して、消火栓を操作し初期消火を行い、消防隊が到着するまで延焼を食い止めるなどの活躍をされました。



6月2日(水)、いづみ保育園の3歳児10名が北区老人クラブのメンバーと、いづみ人権交流センターでサツマイモの苗植え体験を行いました。

園児は老人クラブのメンバーに、水のやり方を教わり一生懸命苗植えを行いました。

植えられたサツマイモは、11月に園で行われる収穫祭で、料理される予定です。

5月30日(日)、井手町体育協会(山本一男会長)主催の町民バスケットボール大会が開催されました。

大会には、男子6チーム、女子8チームが参加し、熱戦が繰り広げられました。

大会結果

- 【男子の部】優勝 鬼軍曹チーム
- 準優勝 森川燃料店チーム
- 【女子の部】優勝 ウービーズチーム
- 準優勝 アイちゃんチーム





▶ 6月15日(火)、井手地区「社会を明るくする運動」推進委員会の仁木鐵茨さん、平間百彦さん、杉山フキエさんが、役場に訪れ法務大臣からのメッセージを汐見町長に手渡されました。

この運動は、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に活動し、毎年7月を強調月間として今年で60回目です。



◀ 6月12日(日)、ホテルまつりで、「イデレンジャー」がデビューしました。

イデレンジャーは、子育てサークルで知り合ったお母さんたちが、子どもが好きな戦隊ものを通じて、育児を楽しみながら地域づくりを盛り上げていこうと、イデレンジャー推進委員会(岡本愛代表)を立ち上げ、企画したキャラクターです。



▶ 5月21日(金)、玉川保育園で、5歳児35名が、井手町老人クラブ連絡協議会のメンバー9名と一緒にさつまいもの苗植え体験を行いました。

園庭に植えられたサツマイモは、秋に園で行われる収穫祭で料理される予定で、その時には老人クラブのメンバーも招待されるそうです。

後期高齢者医療被保険者証を更新します

平成22年7月31日で「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限が切れ、平成22年8月から被保険者証は「紫色」に変わります。井手町保健医療課から新たな被保険者証を7月中旬に送付しますので、医療機関等で治療を受けられる方は必ず新しい被保険者証を提示してください。

保険料額について

平成22年度の保険料額決定通知書を、被保険者の皆様あてに7月上旬に送付いたしますので、ご確認ください。

※保険料算出方法

所得割額＝課税のもととなる所得金額 × 所得割率 (8.68 / 100)
均等割額＝ 44,410 円

年間保険料
[50万円を限度]

保険料の軽減措置について

- ◆所得割：基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方 ⇒ 5割軽減
- ◆均等割：下表のとおり、世帯（被保険者と世帯主）の所得に応じて軽減されます。

軽減割合	世帯の総所得金額等の合計額
9割軽減	8.5割軽減対象世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他所得がない)の世帯の方
8.5割軽減	基礎控除額(33万円)を超えない世帯
5割軽減	基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 被保険者数(被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯
2割軽減	基礎控除額(33万円) + 35万円 × 被保険者数を超えない世帯

※年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る低所得金額から15万円が控除されます。

※制度加入の前日まで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった方は、当分の間、所得割はかからず均等割が9割軽減されます。

保険料の支払い方法について

原則として年金から天引きされます。年金から天引きできない方は納付書等で納めます。年金から天引きになっている方でも、申請することによって口座振替に変更ができます。

※口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、十分ご注意ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証について

低所得者（非課税世帯）の方は、入院時に支払う食事代と自己負担限度額が軽減されます。現在「認定証」をお持ちの方は平成22年7月31日で有効期限が切れますが、引き続き低所得者（非課税世帯）と確認が取れた方には新しい「認定証」を送付します。

なお、現在「認定証」をお持ちでない方で非課税世帯に該当される方は申請が必要です。保健医療課までお越しください。

申請時に必要なもの・・・後期高齢者医療被保険者証・印鑑

※後期高齢者医療制度についての、ご相談・お問い合わせは、保健医療課（Tel82-6166）まで

平成22年度から国民健康保険税＜医療分・支援金分＞の課税限度額が変わりました

平成22年度課税分より、国民健康保険税の医療分の課税限度額を47万円から50万円に、支援金分の課税限度額を12万円から13万円に引き上げることとなりました。

今回の改正は、地方税法等の改正に対応するために行ったものです。

※お問い合わせは、保健医療課（Tel82-6166）まで

受給者証等の申請受付日程

地区名	日時		場所
東部区 西部区 南部区 北部区	7月26日(月)	午前9時00分～ 午前11時30分	老人福祉 センター 賀泉苑
上井手区 田村新田区 石垣区	7月27日(火)	午前9時00分～ 午前11時30分	井手町役場 西庁舎 1階
玉水区 水無区 高月区	7月27日(火)	午後1時30分～ 午後4時00分	井手町役場 西庁舎 1階
北区 南区	7月28日(水)	午前9時00分～ 午前11時30分 午後1時30分～ 午後4時00分	いつみ人権交流 センター

福祉医療費受給者証等の申請の時期がきました

「福祉医療費受給者証(老人・障害・母子・父子)」「重度心身障害老人健康管理事業対象者証」の受給者証等の申請時期がきましたので、お知らせします。(該当と思われる方につきましては、申請書を送付します。)

なお、今回交付する老人医療費受給者証の有効期限は、平成22年8月1日から平成23年3月31日までとなります。

※お問い合わせは、保健医療課(Tel 82・6166)まで

こんなときは届出を！
国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険は、みなさまが病
気やケガをしたとき、その経済的
負担を少なくするために保険税な
どから医療費の一部を支払う助け
合いの制度で、みなさまの健康と
生活を守る大切なものです。

国民健康保険等の医療保険は、
もしもの時のためのものですか
ら、誰もが何らかの医療保険に加
入しなければなりません。

しかし、中には健康保険に未加
入であったり、会社を退職後、社
会保険などから国民健康保険への
加入手続きを忘れていたりして、
「無保険」になっている方もおられ
ます。

長い間手続きを忘れ、病気にか
かってあわてて加入されても、以
前の保険が切れた原因日(3年間
までさかのぼって保険税を納めて
いただくこととなりますので)注
意ください。

また、就職して職場の健康保険
に加入されているのに国保喪失の
手続きをされていない場合は、保
険税が課税されたままになります
ので、早急に手続きを行ってくだ
さい。

なお、届け出が必要な場合は下
図のとおりです。
*お問い合わせは、保健医療課
(Tel 82・6166)まで

こんなときは14日以内に国民健康保険担当まで届けてください

◎国民健康保険に入るとき

こんなとき	持参するもの
他の市町村から井手町に転入してきたとき	印かん・他の市町村の転出証明書
退職して職場の健康保険がなくなったとき、被扶養者からはずれたとき	印かん・職場の健康保険証からはずれた証明書
国民健康保険に入っている人に子どもが生まれたとき	印かん・国民健康保険証
生活保護を受けなくなったとき	印かん・保護廃止決定通知書

※既に、同一世帯で国民健康保険証をお持ちの場合は国民健康保険証を持参して下さい。

◎国民健康保険をやめるとき

こんなとき	持参するもの
井手町以外の市町村に転出するとき	印かん・国民健康保険証
就職して職場の健康保険に入ったとき、被扶養者となったとき	印かん・職場の健康保険証と国民健康保険証
国民健康保険に入っている人が死亡したとき	印かん・国民健康保険証
国民健康保険に入っている人が生活保護を受けるようになったとき	印かん・国民健康保険証・保護開始決定通知書

◎そのほかの場合

こんなとき	持参するもの
井手町内で住所が変わったとき	印かん・国民健康保険証
世帯主や氏名が変わったとき	印かん・国民健康保険証
国民健康保険証をなくしたとき(汚れて使えなくなったとき)	印かん・本人であることを証明するもの(使えなくなった国民健康保険証)
退職者医療制度に該当したとき (年金制度への加入期間が20年以上、または40歳以降の加入期間が10年以上で年金を受給されている方)	<国保加入時と同時に該当したとき> 印かん・職場の保険証・年金証書 <すでに国保の方で退職者医療制度に該当したとき> 印かん・国民健康保険証・年金証書

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額制度について

平成21年6月4日から平成24年3月31日までの間に新築された住宅のうち、一定の基準を満たす認定長期優良住宅については、新たに課税される年度から5年度分（3階建以上の中高層耐火住宅については7年度分）その住宅にかかる固定資産税額の2分の1が減額されます（都市計画税は対象になりません）。

○適用要件…次の全てを満たす住宅

- ①長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅
- ②平成21年6月4日から平成24年3月31日までに新築された住宅
- ③50㎡以上280㎡以下の住宅

※一戸建て以外の貸家住宅については40㎡以上280㎡以下

※併用住宅については居住の用に供する部分の床面積が家屋の床面積の2分の1以上であること

○減額期間

家屋の種類	減額期間
3階建以上の耐火構造及び準耐火構造の住宅	新築後7年度分
一般の住宅（上記以外）	新築後5年度分

○適用範囲

床面積	減額率
1戸あたりの床面積が120㎡以下のもの	固定資産税額の2分の1
1戸あたりの床面積が120㎡を超えるもの	120㎡分の固定資産税額の2分の1

○申告方法

減額を受けようとする人は、新築した年の翌年の1月31日までに、長期優良住宅の普及に関する法律施行規則第6条、第9条又は第13条に規定する通知書の写し（様式については京都府建設交通部住宅課計画担当 TEL 075-414-5361までお問い合わせください）を添えて、税務課へ申告してください。

申告書の様式は、税務課にお問い合わせいただくか、井手町ホームページをご覧ください。

*お問い合わせは、役場税務課（TEL82-6163）まで

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額制度について

平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に、改修工事を行った場合、その住宅にかかる固定資産税額の3分の1が減額されます（都市計画税は対象になりません）。

○適用要件

(1) 次のいずれかの者が居住する平成19年1月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）

- ①65歳以上の者
- ②要介護認定又は要支援認定を受けている者
- ③障害者

(2) 次の工事で、補助金等を除く自己負担が30万円以上のもの

- ①廊下の拡幅
- ②階段の勾配の緩和
- ③浴室の改良
- ④トイレの改良
- ⑤手すりの取付け
- ⑥床の段差の解消
- ⑦引き戸への取替え
- ⑧床表面の滑り止め化

○減額期間…

改修工事が完了した年の翌年度分

工事完了時期	減額期間
平成19年4月1日から平成25年3月31日までの改修	翌年度分

○適用範囲…

対象床面積は1戸あたり100㎡まで

床面積	減額率
1戸あたりの床面積が100㎡以下のもの	固定資産税額の3分の1
1戸あたりの床面積が100㎡を超えるもの	100㎡分の固定資産税額の3分の1

○申告方法

減額を受けようとする人は、改修工事完了後3ヶ月以内に固定資産税減額申告書に必要な事項を記入し、下記の必要書類を添付のうえ、税務課へ申告してください。

また、改修工事完了後3か月を経過した後に申告書を提出される場合は、申告書の当該欄にその理由を記入してください。申告書の様式は、税務課にお問い合わせいただくか井手町ホームページをご覧ください。

○添付書類

- ①納税義務者の住民票の写し（省略の場合あり）
- ②改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類
 - ・65歳以上の方の住民票の写し（省略の場合あり）

- ・介護保険被保険者証の写し
- ・障害者手帳又はこれに代わるものの写し
- ③居住安全改修工事が行われたことを証する次のいずれかの書類
 - ・工事明細書、改修着工前後の写真、改修工事に要した費用の領収書
 - ・建築士、登録住宅性能評価機関、指定確認検査機関による証明書
- ④補助金等や介護保険からの給付金を受けた場合は、交付又は給付決定書

*お問い合わせは、役場税務課（TEL82-6163）まで

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額制度について

平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った場合、その住宅にかかる固定資産税額の3分の1が減額されます（都市計画税は対象になりません）。

○適用要件…次の全てを満たす住宅

(1) 次の①から④までの工事のうち、①を含む工事により現行の省エネ基準に新たに適合するよう改修工事を行った住宅

①窓の改修工事 ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事

(2) 平成20年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く。）

(3) 改修工事にかかる費用が30万円以上

○減額期間

…改修工事が完了した年の翌年度分

工事完了時期	減額期間
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで	翌年度分

○適用範囲

…対象床面積は1戸あたり120㎡まで

床面積	減額率
1戸あたりの床面積が120㎡以下のもの	固定資産税額の3分の1
1戸あたりの床面積が120㎡を超えるもの	120㎡分の固定資産税額の3分の1

○申告方法

減額を受けようとする人は、改修工事完了後3ヶ月以内に固定資産税減額申告書に必要事項を記入し、右記の必要書類を添付のうえ、税務課へ申告してください。

また、改修工事完了後3か月を経過した後に申告書を提出される場合は、申告書の当該欄にその理由を記入してください。

申告書の様式は税務課に問い合わせいただくか、井手町ホームページをご覧ください。

○添付書類

- ・納税義務者の住民票の写し
- ・熱損失防止改修工事証明書（建築士、登録住宅性能評価機関または指定確認検査機関が発行するもの）
- ・改修工事費用の支払いが確認できる領収書の写し
- ・改修工事の明細書の写し、改修工事箇所の写真（着工前・完了後）

○その他

省エネ改修工事の減額とバリアフリー改修工事の減額は同時にできます。同じ年に住宅熱損失防止（省エネ）改修工事とバリアフリー改修工事をおこなった場合には両方の減額措置が適用され、翌年度の固定資産税から減額できます。

*お問い合わせは、
役場税務課（TEL82-6163）まで

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額制度について

建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう一定の改修工事を行った場合、その住宅にかかる固定資産税額が2分の1に減額されます（都市計画税は対象になりません）。

○適用要件…次の全てを満たす住宅

①昭和57年1月1日以前に建てられた（併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の2分の1以上のものに限る）住宅

②平成18年1月1日から27年12月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合するよう一定の改修工事を施した住宅

③耐震改修にかかる工事費が1戸あたり30万円以上

○減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分から工事完了時期に応じた期間

工事完了時期	減額期間
平成18年1月1日から平成21年12月31日までの改修	翌年度から3年度分減額
平成22年1月1日から平成24年12月31日までの改修	翌年度から2年度分減額
平成25年1月1日から平成27年12月31日までの改修	翌年度から1年度分減額

○適用範囲

対象床面積は1戸あたり120㎡まで

床面積	減額率
1戸あたりの床面積が120㎡以下のもの	固定資産税額の2分の1
1戸あたりの床面積が120㎡を超えるもの	120㎡分の固定資産税額の2分の1

○申告方法

減額を受けようとする人は、住宅耐震改修に伴う固定資産税減額申告書に必要事項を記入し、現行の耐震基準に適合した工事であることを証明する「地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書（固定資産税減額証明書）」、耐震改修工事領収書（写し可）を添付し、耐震改修工事後3か月以内に税務課に申告してください。

また、耐震改修工事完了後3か月を経過した後に申告書を提出される場合は、申告書の当該欄にその理由を記入してください。

申告書の様式は、税務課に問い合わせいただくか、井手町ホームページをご覧ください。

○その他

- ・地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書（固定資産税減額証明書）の発行は、建築士や登録住宅性能評価機関又は指定確認検査機関となります。
- ・バリアフリー改修工事及び省エネ改修工事に対する減額と同時に適用を受けることはできません。

*お問い合わせは、役場税務課（TEL82-6163）まで



子育て支援センターからのお知らせ



子育て支援センターは、玉川保育園にあります。

【TEL・FAX : 0774-82-2232】

★子育て支援センターは、事業の日だけでなく毎日開いています。

★子育てで困った時、しんどい時の相談も受けています。

★利用時間 : 月曜日 ~ 金曜日 午前9時30分~午後4時00分
(ちょいと気分転換という気軽な気持ちで遊びに来てください。)

7・8月の事業 時間：午前10時~正午

日	月	火	水	木	金	土	
11	12	13	14	15	16	17	
		多賀園庭開放 竹の子ひろば	遊びの広場 育児相談と同時実施 (保健センター)	さんさん会 (支援センター)	3周年記念イベント		
18	19	20	21	22	23	24	
		たけのこ広場	とことこ広場 よちよち広場 キッズケア(マッサージ) (支援センター)	さんさん会 (支援センター)	さんさん会(OP) リトミック (支援センター)		
25	26	27	28	29	30	31	
	おでかけ広場 (西部公民館) 多賀地区	たけのこ広場	ぴよぴよ広場 ベビーマッサージ (支援センター)		玉川園庭 開放日		
8/1	2	3	4	5	6	7	
		たけのこ広場	7/21キッズケア(個人負担あります) 7/28ベビーマッサージ(要予約)				

各広場の対象 場所：子育て支援センター

- *とことこちゃん広場：1歳半~就学前の子どもとその保護者
- *よちよちちゃん広場：7ヶ月~1歳半位の子どもとその保護者
- *ぴよぴよちゃん広場：妊婦~6ヶ月位の子どもの保護者
- *おでかけ広場：妊婦~就学前の子どもとその保護者

*どの事業も予約なしでいつでも参加できます。
園庭開放は10:30-11:30まで。雨天中止です

子育てサークルの紹介・活動

さんさん会：午前10時~12時
【妊婦~3歳位の子どもの保護者】
代表：乾(090-3866-2585)
竹の子ひろば：午前10時半~12時
【未就園児の子どもとその保護者】
代表：巽(82-2436)
ベジツ子クラブ：午前9時半~12時
【食育に興味のある方】
代表：平間(090-5367-0397)
カモミール(キッズケア)
【未就園児の子どもとその保護者】
代表：平間(090-5367-0397)
★初めての方は、代表まで連絡ください。

ひとり親家庭に対する自立を支援するため平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

父子家庭の支給要件は次の①⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合です。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子ども等)

児童扶養手当を受給するには、住民福祉課への申請が必要です。既に父子家庭としての要件に該当している方は、平成22年11月30日までに申請してください。8月分から支給されません。まずは、住民福祉課(28-6164)までお問い合わせください。

平成22年8月1日から、父子家庭のみならずにも児童扶養手当が支給されます！

同和問題の解決を
みんなの手で

いづみふれあい学級のお知らせ

井手町と井手町教育委員会では、差別のない明るい社会の実現をめざし、今日なお日常生活に現存する様々な差別問題について考え、正しい理解と認識を深めることを目的に、今年度も「いづみふれあい学級（全7回）」を開催しています。学習を通して、人権への関心を高めましょう。参加を広く呼びかけていますので、ぜひこの機会にお申込みください。

◇学習計画

回	開催日時	学習内容	会場
2	7月15日(木) 10:00-12:00	「女性の意識と結婚差別」 〔講師〕 兵庫県立大学環境人間学部 准教授 阿久澤麻理子さん	いづみ人権交流 センター研修棟
3	8月25日(水) 13:30-15:00	「子どもが子どもらしく生きるために」 ～乳幼児期の虐待と予防について～ 〔講師〕 NPO 法人ほっとスペースゆう 理事長 工藤充子さん	いづみ人権交流 センター研修棟
4	9月21日(火) 8:30-17:30	「杉原千畝記念館」(社会見学) ～千畝の故郷 人道の丘公園をたずねます～	行き先 岐阜県

◇申し込み 教育委員会またはいづみ人権交流センターに、直接または電話かファックスでお申込みください。その際、名前・連絡先・地区名をお知らせください。

〔教育委員会（社会教育課）〕

電話 82-5700 ファックス 82-5701

〔いづみ人権交流センター〕

電話 82-3380 ファックス 82-4112



◇その他 ・講座により必要な材料費・交通費などは個人負担となります。

・詳しくは、教育委員会またはいづみ人権交流センターまでお問い合わせください。

新しく完成、井手浄水場『ろ過機』！！
“新ろ過機でさらに安全に、安心して
飲んで頂ける水道水を供給中”！！



井手町では、地下水を汲みあげて安心して飲んでもらえる水道水を造るための施設、「ろ過機」が老朽化していたため更新事業を行っていましたが、このたび完成しました。

新設ろ過機は、直径が2.3mで高さが3.0mのステンレス製の圧力式密閉型を、3基設置しました。

今後も、安全で安心して飲んで頂ける、おいしい水道水を安定して供給してまいります。

- 子どもの安全利用の促進と乗
- 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 運動重点

夏の夏
マナーとゆとりで
事故はなし

〈スローガン〉
7月21日(水)～8月20日(金)
までの31日間
府民運動

8月は電気使用安全月間です



経済産業省 主唱
財団法人 関西電気保安協会

● 二輪車事故防止と暴走行為等危険運転の追放
車用ヘルメットの着用推進



万灯呂山展望台の 夜間閉鎖について

万灯呂山展望台は、山城地域一帯が見渡せる観光名所として人気があり、京都府景観資産に登録され見学に訪れる人が増加しています。

同展望台は、高所にあることから水利もなく、一度火災になれば取り返しのつかないことになるため、展望台には『火気厳禁』の看板を設置し、夏休み期間中は、夜間パトロールを消防団にお願いしています。

しかし、一部のルールを守らない人たちによる花火やバーベキューなどの行為により、これまで幾度となく消防署や消防団そして警察までも出動されています。中には、パトロールが終わった後に、花火をする悪質な者までいる始末です。

このような状況のなか、同展望

台を適切に管理することは限度があるため、次のとおり夜間を閉鎖しますのでご注意ください。

●夜間の閉鎖期間

7月20日(火)～8月31日(火)

●閉鎖時間

午後5時～午前9時

●但し8月31日までの土・日曜日については午後10時～午前9時

なお、気象状況により、早く閉鎖する場合があります。

※万灯呂山展望台に限らず、谷川本太郎公園などの公園も『火気厳禁』です。

井手町商工会プレミアム付き 商品券販売のお知らせ

井手町商工会は、昨年に販売して好評だったプレミアム付き商品券を今年八月に再び販売いたします。このプレミアム付き商品券は、京都府の「地元で買おう!」商店街振興費補助金と井手町の補助を受けて、井手町商工会が発行する商品券です。プレミアム付き商品券の販売日等詳細につきましては、次回の全戸配布のチラシにてご案内いたします。

プレミアム付き商品券新規取扱店も随時募集しております。お問い合わせは井手町商工会(Tel 82・4073)まで

公害相談ダイヤルが 設置されました

本年6月から総務省公害等調整委員会により、暮らしの中の公害

でお困りの方からの、公害紛争処理制度の利用に関する相談を受ける電話が設置されました。

○公害相談ダイヤル

Tel 03・35881・9959

(月)～金 10:00～18:00、但し祝日および12月29日～1月3日を除く)

○T100・0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

総務省公害等調整委員会

○ホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchou/>

貸金業法が 大きく変わりました

平成22年6月18日に改正法が施行され、借入総額が「年収の3分の1」を超える場合新規の借入れができなくなりました。借入や返済のお悩みは、お早めに相談を!

※お問い合わせは、金融庁金融サービス利用者相談室(Tel 03・5251・6811)または、消費者生活相談窓口 消費者ホットライン(Tel 0570・064・370)まで

住宅用火災警報器を設置 されましたか

戸建て住宅・店舗併用住宅・共同住宅は、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。寝室・階段・台所などに設置しましょう。

※悪質な訪問販売などに注意しましょう。消防署や消防団が販売をしたり、特定の業者に販売を委託することはありません。

※お問合せは京田辺市消防本部 予防課(Tel 63・7826)または、京田辺市消防署 井手分署(Tel 82・3000)

救命講習会開催のお知らせ

日時/8月8日(日)9時～正午

場所/京田辺市消防署井手分署 会議室

定員/10名程度

参加費/無料

受付期間/8月7日(土)まで

※お問い合わせは、京田辺市消防署 井手分署(Tel 82・3000)まで

お詫びと訂正

6月10日付で配布しました「平成22年度各種健(検)診の申込み受付のお知らせ」の裏面各健(検)診の注意事項の5.【乳がん検診】6.【子宮がん検診】についての一部に誤りがありました。お詫び申し上げますと共に、次のように訂正させていただきます。

正 ※2年に1回の検診です。昨年度女性特有のがん検診を受診された方は、今年度は受診できません。

誤 ※2年に1回の検診ですが、昨年度女性特有のがん検診の対象であった方は、今年度も受診可能です。

講座・教室

【和太鼓交流教室】

日時/7月14日(水)午後7時～9時

場所／自然休養村管理センター

【和太鼓教室（サークル）】

日時／7月17日・31日（土）

8月7日（土）

いずれも、午後1時半～3時半

【和太鼓教室】

日時／7月24日（土）午後1時半～3時半

場所／

いづみ人権交流センター体育館

＊お問い合わせは、いづみ児童館

（Tel 82・41112）まで

【いづみまなび教室】

《太極拳（入門・初級）》

日時／7月23日（金）・8月6日（金）

いずれも、午後1時半～3時

持ち物／運動できる服装・上履き

《大正琴》

日時／7月23日（金）午前10時～11時半

持ち物／大正琴・楽譜

《ペン習字》

日時／7月13日（火）・27日（火）

午後1時半～3時

《人権学習【ビデオ】》

日時／7月23日（金）午前11時半～正午

午後3時～3時半

《手芸教室（トールペイント）》

日時／7月13日（火）・27日（火）

8月3日（火）

いずれも、午後6時半～9時

《いづみふれあい学級（第2回）》

日時／7月15日（木）午前10時～正午

場所／いづれも、いづみ人権交流センター

＊各教室の材料費等は自己負担となります

＊お問い合わせは、いづみ人権交流センター（Tel 82・3380）まで

【山吹ふれあいセンター天文台】

日時／7月23日（金）

8月2日（月）

【雨天の場合8月6日（金）】

いずれも、午後8時～9時半

場所／山吹ふれあいセンター

・申し込みは不要です

・雨天曇天の場合は中止します

・夜間の開催になりますので、お子様だけの参加はご遠慮ください

＊お問い合わせは、社会教育課

（Tel 82・5700）まで

【親子の絵本の会】

日時／7月17日（土）午後2時～

場所／いづれも、山吹ふれあいセンター

＊お問い合わせは、社会教育課

（Tel 82・5700）まで

【生き生きふれあいサロン（そらめんと涼しいデザート）】

日時／7月21日（水）午後1時半～

場所／玉泉苑

対象／60歳以上の方および障害のある方

＊事前申込が必要ですよ

＊毎月20日発行の「ボランティアバンクだより」で、ふれあいサロンの詳しい内容をお知らせします

＊お問い合わせは、社会福祉協議会（Tel 82・3499）まで

健康

【成人・高齢者保健事業】

《山吹体操クラブ・健康相談》

日時／8月5日（木）

午後1時半～3時

場所／玉泉苑

対象／65歳以上

子育て

【乳幼児健康診査】

《乳児健診・BCG》

日時／8月2日（月）

対象／H22・3・5からH22・5・6生まれ

受付／午後1時～1時半

BCGのみ受けられる方は、

午後2時～2時半受付

場所／保健センター

＊母子手帳と予約票を必ず持参してください

＊お問い合わせは、保健センター

（Tel 82・3385）まで

各種相談

【心配ごと相談・行政相談】

日時／7月26日（月）

午後1時～4時

場所／賀泉苑

日時／8月2日（月）

午後1時～4時

場所／玉泉苑

【無料法律相談】

日時／7月26日（月）

午後2時～4時

場所／玉泉苑

＊心配ごと相談は、第1月曜日は玉泉苑、第3月曜日は賀泉苑で開設しています。

＊無料法律相談は予約制とします

＊お問い合わせは、社会福祉協議会（Tel 82・3499）まで

【母子の相談・教室】

《育児相談・あそびの広場》

日時／7月14日（水）

8月4日（水）

受付／育児相談 午前9時半～10時半

あそびの広場 午前9時半～11時

場所／保健センター

＊お問い合わせは、保健センター

（Tel 82・3385）まで

【こころの相談室（カウンセリング）】

日時／7月13日（火）・27日（火）

8月10日（火）

いずれも、午前10時半～午後2時

場所／いづれも、いづみ人権交流センター

＊お問い合わせは、いづみ人権交流センター

（Tel 82・3380）まで

【障害者相談】

日時／7月13日（火）・27日（火）

8月10日（火）

いずれも、午後1時半～4時

場所／役場西別館1階相談室

＊お問い合わせは、高齢福祉課

（Tel 82・6165）まで

8月10日（火）

いずれも、午後1時半～4時

場所／役場西別館1階相談室

＊お問い合わせは、高齢福祉課

（Tel 82・6165）まで

7月は、多賀地区の水道メーター検針月です。メーターボックスの上に物を置かないでください



山吹ふれあいセンター

図書館 情報



お問い合わせは82-5700まで

【開館日】 火曜日～日曜日

【開館時間】

4月～9月 午前10時～午後6時

☆7月・8月の休館日

7月5・12・20・26・29日

8月2・9・16・23・26・30日

☆貸し出し冊数および期間

図書は1人12冊、2週間

雑誌は1人5冊、2週間

視聴覚資料は1人3点、1週間

☆主な新着資料の紹介 7月
一般書

「マルス・ブルー」

「ええもんひとつ」

「マルガリータ」

「僕らの青春 下町高校野球部物語」

「銀狼王」

「七人の敵がいる」

「思い出コロッケ」

鳴海章

山本兼一

村木嵐

半村良

熊谷達也

加納朋子

諸田玲子

児童書

「かあさん どうして」 中村悦子

「ぼく、なきむし？」 長谷川知子

「ふしぎなヨットのかいぞくやまね」

「小さな王さまとかつこわるい竜」

「ムカシのちよっといい未来」

なかがわちひろ

齊藤洋

田部智子

7月・8月の図書館行事

《親子で楽しむ紙しばい》

7月10日(土) 8月14日(土)

いづれも午後1時半から

《親子の絵本の会》

7月17日(土) 午後2時から

※8月はありませぬ

《夏のおはなし会》

7月25日(日) 午後2時から

《夏休み工作教室》

8月24日(火) 午後2時から

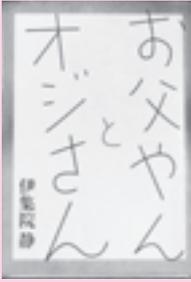
おふくろの夜回り 三浦 哲郎

故郷に思いを馳せ、亡き父母を追慕し、毎日の生活を静かに見つめる。作家としての日々をつづった、肺腑に届く名文。『オール讀物』巻末に書きついできた随筆47編に、『日本経済新聞』掲載の1編を加え書籍化。



お父さんとオジさん 伊集院 静

母から弟の救出を懇願された父は、失敗すれば射殺されるかもしれないのに、平然と言った。「心配するな。何とかしてみよう」。家族の困難が問われる時代にむけて贈る感動の物語。『小説現代』連載を改題し、単行本化。



おしくら・まんじゅう かがくいひろし

「おしくらまんじゅう、おされてどうなる？」いたずらな紅白まんじゅうが、おまんじゅうやこんにゃく、なとうなど、友だちをおしくらまんじゅう。おされたみんなは、どうなってしまうのでしょうか…。



小学生の自由工作 かんたん！ すごい!! アイデアBOOK 成美堂出版編集部//編

アイデア小物&工作の作り方をやさしく紹介。ウサギの貯金箱、ぐらぐらタワーゲーム、万華鏡など計42種類を、「かざれる」「たのしい」「おしゃれ」「びっくり」のテーマ別に掲載。作業時間と難易度も表示する。



国民年金 Q&A

Q 不慮の事故で障害が残った場合、年金はどうなるのですか。

A 不慮の事故のための障害基礎年金が支給されて国民の暮らしを守ってくれます。

障害基礎年金は、障害の原因となった病気やケガの初診日が国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間にある方が、一定の障害の状態になったときに支給されます。年金額は、障害の程度が1級のときに99万1000円、2級のときに79万2,100円です。また、障害基礎年金には子(生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で1級・2級の障害の状態にある子)の加算額があつて、その額は1人について7万5,900円(ただし、2人目までは1人について22万7,900円)です。

障害基礎年金を受けるためには、初診日のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならぬ期間」のうち、3分の2以上の期間が、①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であるという「保険料の納付要件(3分の2要件)」を満たす必要があります。また、「3分の2要件」を満たせなくとも、平成28年3月までに65歳未満で初診日がある場合、初診日のある月の前々月までの1年間の全ての期間が①保険料を納めた期間または②保険料を免除された期間であればよいことになっていきます。

ご自分が、保険料納付要件を満たしているかどうか心配な方や国民年金の詳細をお知りになりたい方は、住民福祉課またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

ごみ収集日程表(7月11日～8月10日)

- ★ごみは、朝9時までに出してください。
- ★カン、ビン、ペットボトル、発泡トレー等は中身の見える袋で出してください。
- ★「乾電池」は「カン」の日に、「カセットボンベ缶、スプレー缶」は「その他」の日に、それぞれ別袋にして出してください。
- ★粗大ごみは、収集日の1週間前までに産業環境課へ電話予約(TEL82-6168)してください。(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは除きます)
- ★テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・洗濯乾燥機・エアコン・パソコンは家電リサイクル品です。
- ※古紙等(新聞、雑誌、ダンボール・紙パックごとに分別のうえ)の収集は全地区毎週月曜日です。

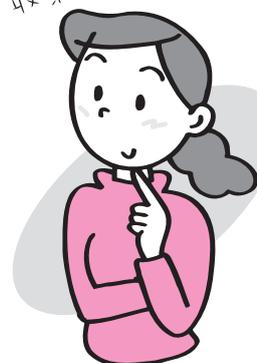
地区	区分	燃やすごみ	カン	ビン	粗大ごみ	ペットボトル	発泡トレー等	その他
北南水	区	火・金曜日	7月15日	8月5日	7月22日	7月29日	7月13日	水曜日
	区						7月27日	
	無区						8月10日	
玉石高	水区	月・木曜日	7月16日	8月6日	7月22日	7月30日	7月20日	水曜日
	垣区						8月3日	
	月区							
上井手	区	火・金曜日	7月22日	8月5日	7月15日	7月29日	7月21日 8月4日	水曜日
多賀全	区	火・金曜日	7月22日	8月5日	7月15日	7月29日	7月14日 7月28日	水曜日

※ごみ収集に関するお問い合わせは、役場産業環境課(TEL82-6168)まで

し尿収集日程

収集日	し尿収集区域番号	収集区域
7月20日 8月10日	⑨	西北河原、東北河原、南口、西北ノ代、東北ノ代、北口、西北組、東松ヶ花、茶臼塚、新造、東北組、甚五郎谷
7月21日	⑩	阿弥陀寺、西南組、東南組、前川、立石、小払、岩倉、馬場崎、墓ノ平
7月22日	⑪	内垣内、奥西、帽子田、下川、判ノ地、石名田、高橋、谷村、宮ノ後、天王山、蛇谷、粟岡、北赤坂、穴虫、南久保、浜、上ノ浜
7月23日	⑫	安堵山、起、佃、平山、新四郎山、中島、西垣内、中垣内、東垣内
7月26日	⑬	里、玉ノ井、西高月、東高月、清水、栢ノ木、中溝、西山、尾ノ山、山縁、田村新田
7月27日	⑭	川久保、北玉水、辻垣内、野畑、山田、柏原、南玉水、久保、渋川、段ノ下、扇畑、浜田、橋ノ本
7月28日	⑮	梅ノ木原、野神、北猪ノ阪、南猪ノ阪、宮ノ本、西前田、北開、北溝、南溝、下赤田、上赤田、鳥休、柴木田

ウチの
収集日は...



※し尿に関するお問い合わせは、城南衛生管理組合(TEL075-631-5171)まで

ごみの分け方・出し方

(燃やすごみ)

出せる物・出し方

- 台所の生ゴミ 必ず水切りをする(大切です)
 - 紙おむつ 汚物を取り除いてから出す
 - 食用油 少量ずつ紙か布にしみ込ませるか凝固剤で固まらせて出す
 - 剪定枝 少量の木切れ、刈り込みなどはひもでくる(一度に出すのは2~3束まで)
 - たばこの吸い殻、掃除機のごみ、紙くずなど
 - 古着、古布などは極力リサイクルショップや集団回収などで出してください
- ※家庭生ごみ自家処理容器等購入費補助制度があります

おめでとうございます

(5月20日から6月19日までの届出分・敬称略)



住所	赤ちゃん	届出人
多賀	沖 古 都 音	鷹 男



(5月20日から6月19日までの届出分・敬称略)

住所	夫	妻
多賀	立石 一馬	池田 貴美

「井手ねっと! ブログ」 参加者募集中

井手ねっと! では、新規参加者をお待ちしています。井手町在住・出身の方、また、町外でも井手町に興味がある方は大歓迎です。

井手ねっと! (<http://idenet.jp>) で自分のホームページ (ブログ) を作ってみませんか。

ブログ開設のお申込は下記の電話番号まで。
※ブログとは、簡単な方法でホームページの更新ができる「日記」風のサイトです。投稿した記事に対してコメントを書き込めるので、参加者同士で交流もできます。インターネットができる方であれば、どなたでも利用することができます。

*お問い合わせは、井手ねっと! 運営委員会事務局 (井手町企画財政課内 TEL 82 - 5212) まで

公共施設電話番号一覧

名 称	電話番号
総務課	0774-82-6161
企画財政課	0774-82-6162
税務課	0774-82-6163
住民福祉課	0774-82-6164
高齢福祉課	0774-82-6165
保健医療課	0774-82-6166
建設課	0774-82-6167
産業環境課	0774-82-6168
上下水道課	0774-82-6169
会計課	0774-82-6171
議会事務局	0774-82-6172
教育委員会 (学校教育課)	0774-82-4333
山吹ふれあいセンター (図書館・社会教育課)	0774-82-5700
いづみ人権交流センター	0774-82-3380
いづみ児童館	0774-82-4112
保健センター	0774-82-3385
地域包括支援センター	0774-82-3690
泉ヶ丘中学校	0774-82-2070
井手小学校	0774-82-2119
多賀小学校	0774-82-2112
玉川保育園	0774-82-2153
多賀保育園	0774-82-2225
いづみ保育園	0774-82-4160
子育て支援センター	0774-82-2232
環境衛生センター	0774-82-4651
学校給食センター	0774-82-3617
井手町まちづくりセンター 椿坂	0774-82-3838
町立デイサービスセンター	0774-99-4318
老人福祉センター「玉泉苑」	0774-82-3499
老人福祉センター「賀泉苑」	0774-82-5059
京田辺市消防署 井手分署	0774-82-3000
井手町役場 代表番号	0774-82-2001

まちのカレンダー (7月11日～8月10日)

住民カレンダー			
月日	曜	行 事	
7/11	日	夏季軟式野球大会 (井手町住民グラウンド) 第22回参議院議員通常選挙	
12	月		
13	火	こころの相談室 (午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター) ペン習字教室 (午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) 障害者相談 (午後1時半～4時、役場西別館1階相談室) ツールペイント教室 (午後6時半～9時、いづみ人権交流センター)	
14	水	育児相談 (午前9時半～10時半、保健センター) あそびの広場 (午前9時半～11時、保健センター) 和太鼓交流教室 (午後7時～9時、自然休養村管理センター)	
15	木	いづみふれあい学級【第2回】 (午前10時～正午、いづみ人権交流センター) ゆっくり学べるパソコン教室 (午後2時半～5時、午後6時半～9時、いづみ人権交流センター)	
16	金	第3回子育て支援センターハッピーバースディイベント (午前10時半～11時半、玉川保育園遊戯室) ボクシングフィットネス教室 (午後7時15分～8時45分、いづみ人権交流センター)	出張徴収 【北・南】
17	土	和太鼓教室【サークル】 (午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター) 親子の絵本の会 (午後2時～、山吹ふれあいセンター)	
18	日		
19	月		
20	火	手芸教室 (午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)	
21	水	生き生きふれあいサロン【そうめん&涼しいデザート】 (午後1時半～、玉泉苑)	
22	木	第60回「社会を明るくする運動」綴喜地区研修大会 (午後1時半～4時、八幡市立生涯学習センター ふれあいホール) ゆっくり学べるパソコン教室 (午後2時半～5時、午後6時半～9時、いづみ人権交流センター)	
23	金	大正琴教室 (午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 人権学習 (午前11時半～正午、午後3時～3時半、いづみ人権交流センター) 太極拳教室 (午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) 天文台公開 (午後8時～9時半、山吹ふれあいセンター)	
24	土	和太鼓教室 (午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)	
25	日	夏のおはなし会 (午後2時～、山吹ふれあいセンター図書館)	
26	月	心配ごと相談・行政相談 (午後1時～4時、賀泉苑) 無料法律相談 (午後2時～4時、玉泉苑)	出張徴収 【多賀】
27	火	こころの相談室 (午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター) ペン習字教室 (午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) 障害者相談 (午後1時半～4時、役場西別館1階相談室) ツールペイント教室 (午後6時半～9時、いづみ人権交流センター)	
28	水	和太鼓交流教室 (午後7時～9時、自然休養村管理センター)	
29	木	健康教室 (午前10時～11時半、いづみ人権交流センター) 子育てサロン (午前10時～正午、玉泉苑) 楽笑健康づくり教室 (午後1時半～3時、保健センター) ゆっくり学べるパソコン教室 (午後2時半～5時、いづみ人権交流センター)	
30	金	献血 (午前10時～11時半、午後1時～3時、保健センター)	
31	土	和太鼓教室【サークル】 (午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)	
8/1	日	無火災デー防火パレード	
2	月	乳児健診・BCG (午後1時～1時半、保健センター) ※BCGのみの方は午後2時～2時半にお越しください 行政相談・心配ごと相談 (午後1時～4時、玉泉苑) 天文台公開 (午後8時～9時半、山吹ふれあいセンター)	
3	火	ツールペイント教室 (午後6時半～9時、いづみ人権交流センター)	
4	水	育児相談 (午前9時半～10時半、保健センター) あそびの広場 (午前9時半～11時、保健センター)	
5	木	山吹体操クラブ・健康相談 (午後1時半～3時、玉泉苑)	
6	金	太極拳教室 (午後1時半～3時、いづみ人権交流センター) 天文台公開予備日 (8月2日分)	
7	土	和太鼓教室【サークル】 (午後1時半～3時半、いづみ人権交流センター)	
8	日		
9	月		
10	火	こころの相談室 (午前10時半～午後2時、いづみ人権交流センター) 障害者相談 (午後1時半～4時、役場西別館1階相談室)	

発行：京都府綴喜郡井手町役場

編集：企画財政課

井手町ホームページ

<http://www.town.ide.kyoto.jp/>

E-mail: info@town.ide.kyoto.jp

